

沖縄こどもの居場所実態調査分析および 居場所利用者アンケート調査項目検討に係る業務委託仕様書

「沖縄こどもの居場所実態調査分析およびこどもの居場所利用者アンケート調査項目検討事業」（以下「本事業」。）は、本仕様書に基づき実施する。

1 委託業務名

沖縄こどもの居場所実態調査分析およびこどもの居場所利用者アンケート調査項目検討業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 事業の目的

沖縄県内におけるこどもの居場所に対し行ったアンケート調査の結果について分析を行い、県内におけるこどもの居場所の実態を把握する。

また、沖縄こどもの貧困緊急対策事業（以下、「緊急対策事業」という。）の効果把握するために、支援を受けている子ども及びその保護者に対するアンケート調査項目の検討を行う。

上記を目的として、本事業を実施するものとする。

4 業務内容

（1）こどもの居場所実態調査分析

令和 7 年 12 月に実施するアンケート調査を基に、県内のこどもの居場所の実態について調査分析を行う。

- ①アンケート項目は全 20 項目。詳細については別紙 1 参照。
- ②調査結果の単純集計およびクロス集計を行うこと。
- ③居場所の実態を明らかにするとともに、国や他自治体の類似調査との比較分析を踏まえた調査結果報告書を作成すること。
- ④前各号に掲げるもののほか、事業効果を高めるため、こどもの居場所の実態を把握する上で、より効果的な手法および分析などの独自提案があれば提案すること。

（2）アンケート調査項目検討

こどもの居場所を利用する子どもおよびその保護者に対し、こどもの居場所支援の効果を検証ためのアンケート調査項目を検討する。

アンケート調査項目の検討にあたっては、平成 28 年度に行われたアンケート調査と比較ができるような項目を検討すること。

平成 28 年度に行われたアンケート調査については、別添を参考にすること。

5 成果品

電子データ（報告書データ、集計データ等）を提出すること。

6 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

7 事業実施に係る留意事項

(1) 業務の再委託の制限

ア 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある上記 4 委託内容のうち、確認検査を除く業務

イ 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

ウ 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、「4 業務内容」のうち、以下に定める「その他、簡易な業務」とする。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理
複写・印刷・製本・発送
原稿・データの入力及び集計

エ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、上記に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

(2) その他

ア 業務実施に当たっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。

イ 個人情報の収集や利用、管理については、「沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

8 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早

い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、概算払いを受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

9 本事業における労務管理

法令等にしたがい、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

10 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。